

プレスリリース
令和6年6月17日

「富士河口湖オートジャンボリー」会場周辺にて特別街頭検査を実施

- 不正改造車14台に対し山梨運輸支局より整備命令書を交付 -

自動車技術総合機構関東検査部山梨事務所は、関東運輸局山梨運輸支局及び山梨県警察と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

その結果、計26台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付け、後部反射器の取外し、違法な灯火器の取付け等の不正改造があった計14台に対し、道路運送車両法に基づき山梨運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

実施場所及び日時 富士急ハイランド駐車場
(山梨県富士吉田市新西原五丁目6番1号)
令和6年6月16日(日)12:00~15:00

検査車両台数 26台(全て二輪車)

うち、整備命令書交付台数 14台

主な不正改造内容 騒音基準を満たさないマフラーの取付け、
後部反射器の取外し、違法な灯火器の取付け等



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347